

議案第68号

勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行に伴い、勝山市議会議員選挙において選挙運動のために使用するビラの作成を公営とするため、勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成 19 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>勝山市長</u>の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に基づき、<u>勝山市長</u>の選挙における同条第 1 項第 6 号の選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>勝山市長</u>の選挙における候補者は、第 5 条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により勝山市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> | <p><u>勝山市議会議員及び勝山市長</u>の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に基づき、<u>勝山市議会議員及び勝山市長</u>の選挙における同条第 1 項第 6 号の選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 _____ 候補者は、第 5 条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により勝山市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。